

インバウンド向け農泊体験プログラムの発掘・磨き上げ業務委託仕様書

1 委託業務名

インバウンド向け農泊体験プログラムの発掘・磨き上げ業務

2 目的

岡山県では、農山漁村地域ならではの体験や地域住民との交流を通じ、旅行者にその地域の魅力を体感してもらう農山漁村滞在型旅行（農泊）を推進している。

全国における農泊地域の延べ宿泊者数は、令和6年度にコロナ禍前の約1.5倍となり、インバウンド割合も約1.4倍と大きく増加している。本県でも同様の傾向が見られる一方、インバウンドの宿泊先は主にゴールデンルートや有名観光地に集中しており、農山漁村地域への誘客は依然として低調である。

本業務は、本県での更なる農泊推進に向け、県内農家民宿において地域に眠る観光資源を活用した体験プログラムの発掘・磨き上げを行うことで、農山漁村地域の魅力向上に寄与し、更なるインバウンド誘客を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4 契約限度額

2,156,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務概要

岡山県の農山漁村地域の魅力を高め、インバウンド誘客を促進するため、県内農家民宿を対象に、専門家等との連携を図りながら、地域に眠る特色ある観光資源を活用した魅力ある新規体験プログラムの発掘や既存体験プログラムの磨き上げを行う。

6 委託業務の内容

本業務における委託内容の詳細は次のとおりとする。なお、これらの事項は委託者が想定する必要最小限のものであり、具体的な内容は提案に基づき、委託者と受託者が協議の上で決定するものとする。

(1) 業務実施場所

- ・「晴れの国おかやま農家民宿ネットワーク推進協議会」会員の農家民宿のうち、委託者の指定する2施設において業務を実施すること。
- ・業務実施地域の現状や課題等についても整理すること。

(2) 専門家の招へい

- ・インバウンド誘客に関する知見を有し、観光体験プログラムの造成・磨き上げ等実績のある者を1名選定すること。
- ・現地視察、体験プログラム評価・提案等に関与させること。

(3) 体験プログラムの発掘・磨き上げ

- ・地域ごとに特色ある観光資源（自然・食・文化・伝統等）を洗い出すこと。
- ・上記にて洗い出した地域の観光資源を活用した新規体験プログラムの企画・開発、既存体験プログラムの磨き上げ（体験内容の刷新、多言語化、安全対策の強化等）を行うこと。
- ・農家民宿運営者等との意見交換、ワークショップ等を実施し、適切なフィードバックを行うこと。

(4) 成果報告書

- ・本業務の結果を分析し、以下の項目を含む報告書を作成すること。
 - ア 業務実施地域のインバウンド誘客の現状と課題分析
 - イ インバウンド向け農泊体験プログラムの発掘・磨き上げの内容と成果
 - ウ 今後の展開や持続可能な受入態勢の強化策
 - エ 県内他農家民宿への横展開に資するノウハウ・課題・提案の整理

7 委託業務実施体制

受託者は、業務を円滑に履行するために、次のとおり業務実施体制を整備すること。

(1) 人員配置

業務責任者を定め、委託業務全般の管理を行わせるとともに、本業務を実施するための十分な人員を配置すること。

(2) 打合せ・連絡調整

受託者は、委託業務の実施に際しては、必要に応じて随時、委託者との打合せ・連絡調整を行い、円滑な業務遂行に努めることとする。

また、協議等を行った場合には、協議記録を作成し、提出することとする。

8 その他の条件

- (1) 本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属するものとする。
- (2) 本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表、又は使用してはならない。
- (3) 本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (5) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込のないときは、契約を解除し、

損害賠償させる場合がある。

- (7) 業務の一部を第三者に委託することができることとするが、その場合は、委託先ごとの業務内容等について、事前に委託者の承諾を得なければならない。
- (8) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、協議を申し出る場合がある。この場合、委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- (9) 事業の遂行に当たっては、委託者の指示に従い、適宜進捗状況を報告するとともに、契約期間満了後、速やかに業務報告書を提出すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、委託者と受託者で協議し、委託業務の内容を決定する。